

第 8 2 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 2 月 1 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 103 号 議 案 宍 粟 市 立 認 定 こ ど も 園 条 例 の 制 定 に つ い て

日 程 第 3 第 104 号 議 案 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 4 第 105 号 議 案 宍 粟 市 集 落 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 5 第 106 号 議 案 宍 粟 市 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 及 び 宍 粟 市 母 子 家 庭 等 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 6 第 107 号 議 案 宍 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 7 第 108 号 議 案 宍 粟 市 立 幼 稚 園 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 8 第 109 号 議 案 宍 粟 市 立 保 育 所 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 9 第 110 号 議 案 宍 粟 市 議 会 議 員 及 び 宍 粟 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 営 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 1 0 第 111 号 議 案 ば ん し ゅ う 戸 倉 ス キ ー 場 等 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

日 程 第 1 1 第 112 号 議 案 旧 慣 に よ る 公 有 財 産 の 使 用 権 の 廃 止 に つ い て

日 程 第 1 2 第 113 号 議 案 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て

第 114 号 議 案 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て

日 程 第 1 3 第 115 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 農 業 共 済 事 業 に 係 る 家 畜 共 済 割 の 賦 課 単 価 の 変 更 に つ い て

日 程 第 1 4 第 116 号 議 案 市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

日 程 第 1 5 第 117 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)

第 118 号 議 案 平 成 30 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

	第 119号議案	平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
	第 120号議案	平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)
	第 121号議案	平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)
日程第16	第 122号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予 算(第2号)
日程第17	第 123号議案	(仮称)一宮市民協働センター建設工事請負契約の締 結について
日程第18	第 124号議案	宍粟市立小中学校空調設備整備事業請負契約の締結に ついて

本日の会議に付した事件

日程第 1	一般質問	
日程第 2	第 103号議案	宍粟市立認定こども園条例の制定について
日程第 3	第 104号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて
日程第 4	第 105号議案	宍粟市集落センター条例の一部改正について
日程第 5	第 106号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療 費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 6	第 107号議案	宍粟市農業共済条例の一部改正について
日程第 7	第 108号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 8	第 109号議案	宍粟市立保育所条例の一部改正について
日程第 9	第 110号議案	宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動 の公営に関する条例の一部改正について
日程第10	第 111号議案	ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定に ついて
日程第11	第 112号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
日程第12	第 113号議案	市有財産の処分について
	第 114号議案	市有財産の処分について
日程第13	第 115号議案	平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦 課単価の変更について
日程第14	第 116号議案	市道路線の認定について

- 日程第 1 5 第 117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第 5 号）
 第 118号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 第 119号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
 第 120号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 第 121号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 1 6 第 122号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 1 7 第 123号議案 （仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の締結について
 日程第 1 8 第 124号議案 宍粟市立小中学校空調設備整備事業請負契約の締結について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 山 下 由 美 議員	4 番 東 豊 俊 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大久保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 浅 田 雅 昭 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 神 吉 正 男 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	12 番 大 畑 利 明 議員
13 番 林 克 治 議員	14 番 榎 橋 美 恵 子 議員
15 番 西 本 諭 議員	16 番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 宮 崎 一 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書 記 小 椋 沙 織 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元晶三君
教育長 西岡章寿君
まちづくり推進部長 富田健次君
健康福祉部長 世良智君
建設部長 花井一郎君
波賀市民局長 坂口知巳君
会計管理者 榎谷米男君
教育委員会教育部長 前田正人君

副市長 中村司君
企画総務部長 坂根雅彦君
市民生活部長 平瀬忠信君
産業部長 名畑浩一君
一宮市民局長 上長正典君
千種市民局長 津村裕二君
総合病院事務部長 志水史郎君
農業委員会事務局長 西村吉一君

(午前 9時30分 開議)

○議長(実友 勉君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案3件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(実友 勉君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、榎橋美恵子議員の一般質問を行います。

14番、榎橋美恵子議員。

○14番(榎橋美恵子君) おはようございます。14番、榎橋でございます。一般質問も本日最終日でございます。どうぞよろしく願いをいたします。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まずは、宍粟の魅力をもっと広めてはということでございます。

少子高齢化が加速を増し、何もしなかつたら人口が減っていくのは必然、まずは宍粟市を知っていただく、足を運んでもらうことが大事かと思えます。

ある朝、何げなくテレビ欄を見ました。そこには、「宍粟市活性化プロジェクト2018、宍粟市親子わくわく体験旅行」というものが目に入ってまいりました。そしてまた、数日後には格安となる住まいを紹介をさせていただきました。とっってもお買い得ですよと、また宍粟はとっっても空気がおいしいね、この景色は最高ねと、本当にもっといたいねという、そういう意見もたくさんいただいたようでございます。とっっても楽しそうでした。まずは、ちょっと行ってみようかなと思ってもらうことが大事です。移住者を増やしていくのにどのような取り組みをお考えか、お聞きをいたします。

そして、宍粟市には愛犬家が多く、散歩されている幸せそうな光景をよく目にいたします。しかし、犬も思いっきり走り回りたいというのが本能かと思えます。

そこで、愛犬をリードなしで自由に遊ばせることができるドッグランの開設はいかがでしょうか。これには登録が必要となりますが、市外の方への周知をしっかりといただき、宍粟市に足を運んでいただく交流人口の増加に考えてみてはどうでしょうか。

そして、もう1点、そろそろスキーシーズンの到来でございます。しかし、雪が降らなかったら全くお手上げでございます。なすすべがございません。

そこで、夏でもスキーやそり遊びができるウォータージャンプの設置はいかがでしょうか。養父市のおおやスキー場には、設置をされていまして、とっても喜ばれているとのことでございます。是非御検討をいただきたいと思っております。

続きましては、子どもの健やかな成長へ支援をということでございます。

昨今、子どもの貧困問題がささやかれるようになってまいりました。ひとり親のお母さん、お父さん、家事は本当に大変だと思います。特に食事づくりは仕事を精いっぱいして、家に帰ったらもうくたくたです。少しでも心に余裕を持っていただき、せめて週に1回でもいいと思っております。「子ども食堂」だったり、「おうち食堂」、また、「KODOMOごはん便」というのもあるそうでございます。子どもたちに十分な食事を届けることができれば、子どもに笑顔が広がるはずで、子どもは未来の宝、みんなで育てていけたらと願っております。是非御検討をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま榎橋議員より御質問をいただいております大きく2点ありますが、そのうちの1点目の関係する部分について私のほうから御答弁申し上げて、あと具体的なことにつきましては担当部長より御答弁させていただきたいと、このように思います。

1点目の宍粟の魅力をもっと広めてはと、こういう御質問であります。ただいまお話があったとおり、宍粟市の知名度を上げ、交流人口を増やしていくことが、市内の経済循環であったり、あるいは地域の活性化をより促進し、そのことがまさに地域づくりに繋がるものと、このように理解をしておるところであります。

そのため、我がまちは、「森林」をキーワードとして各種さまざまな地域振興施策に行政、さらに地域の皆さん、あるいは事業者、さらには多くのボランティアの皆さんが一体となって現在取り組んでおるところであります。中でも県下最高峰の氷ノ山を中心とした50名山、プラス5名山と、こういう形でボランティアガイドの皆さんによりまし継続的に長年そのことも取り組んでいただいております。まさに

自然を生かして我がまち特有をさらに生かす中で交流人口の拡大も図っていただいております。このように思っております。

また、記憶に新しいところでは、秋イベントの集大成である最上山のもみじ祭りであったり、波賀町で行われた旧商店街を活用した軽トラ市では、過去最高の来場者で賑わっておりまして、少しずつではありますが、宍粟市の魅力が浸透しつつあり、まさに地域の活性化に繋がっておりますものと、このように感じております。

移住等の推進につきましても、農地の取得要件の緩和や情報発信の強化、推進専門員の配置など、制度等の充実を図りながら取り組み、空き家活用や森林の家づくり事業の取扱件数も年々増加しております。本年度は、ちなみに11月末現在で27世帯、71名の方が利用され、順調に推移しておりますと、このように私は捉えております。

ドッグランの開設についての御提案をいただいておりますが、近年、ペットとともに過ごせる空間づくりや、イベントへの注目度も高まっておりことは十分認識しておりますし、まさにペットも家族の一員と、こういう状況であると、このように思っております。

それぞれいろんなイベントについても規模は別にしまして、市内にもドッグカフェや遊び場が整備されておりまして、せせらぎ公園で先年も開催をされたところがありますが、ディスクドッグ大会にも多くの集客があったところでもあります。このようなことから、市としても設置等について検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 私の方からは、「おうち食堂」、そして「KODOMOごはん便」についての御質問にお答えをさせていただきます。

共働きなどのさまざまな事情で食事が十分にとれない、孤食とならざるを得ない子どもたちに、無償または低額でバランスのよい食事と温かい団らんを届け、子どもの居場所となる「子ども食堂」開設の輪が全国で広まっておりましてございます。

御質問の「おうち食堂」、「KODOMOごはん便」は、「子ども食堂」の支援が届かない、また届きにくい家庭への支援策としまして、東京都江戸川区が独自事業として始められたと、このように聞いております。

当市では、生活困窮者自立支援事業としまして、今年の夏休みには、福祉の視点

に立つ子どもの学習支援事業をモデル校において実施をし、さらにその取り組みが学習支援の視点だけでなく、食の支援と連携した事業展開の可能性について研究を進めておるところでございます。

また、当市には住民主体のまちづくりを支援いたします補助制度が既にごございますので、「子ども食堂」運営の補助制度の研究のほか、議員御提案の取り組みのような支援策の検討につきまして、宍粟市の地域特性に合う形での方策について、引き続き研究を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私の方からは、移住者を増やしていくための取り組みについての御質問にお答えしたいと思います。

現在、市において移住者を増やす取り組みとしては、9月に東京で開催された「ふるさと回帰フェア」を始めとし、大阪、神戸など各地で行われる移住定住に関するイベントや相談会に、今年度に入ってから8回参加し、宍粟市での暮らしをPRしてございます。

また、県下トップレベルを誇る空き家バンク制度も順調に展開しており、今年度も11月末現在で32件の物件登録があり、24件の成約件数となっております。

さらには、家を取得された際の補助となる森林の家づくり応援事業においては、今年度、市外の方が市内へ住宅を建築されるなどの計画が13件提出されてございます。

そのほか、JA兵庫信連主催事業ですが、宍粟市の魅力を体験してもらう1泊2日のツアーに協力させていただくなど、移住者を増やすためのさまざまな事業を展開しております。

次に、ウォータージャンプの設置についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年は暖冬によりスキー場の営業日数が確保できず、運営は非常に厳しい状況で、昨年度の市内の二つの施設においても来場者数は少ない状況でございました。

このような環境下においては、これまでも、ちくさ高原スキー場でゆり園の開園や夏場のスポーツ合宿などにも取り組んでおりますが、議員の御提案のとおり、夏場のスキー場の活用にもっと注視することが、スキー場運営には必要ではないかと考えております。

現在、スキー場運営については、日本ではトップクラスのノウハウを持った指定

管理者が担っており、スキー場以外でのレクリエーション施設の運営も行っておりますので、夏場のスキー場施設の有効活用について、指定管理者と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） それでは、再質問をさせていただきます。

さまざまな移住者を増やすいろんなことを考えていただいておりますけれども、先ほどおっしゃってございました「宍粟市活性化のプロジェクト2018」のこのテレビは、とても私はよかったなと思っております。

J Aさんが主催であったと思うんですけれども、本当にそういうものがテレビでどんどん出ていくと、すごく素晴らしいことだなと、本当にたくさんの方に宍粟市というところを知っていただくには、いい機会だったなと思っております。もっとももっとそういうところにも目を向けていただいて、移住者をどんどん増やしていただければと思っております。

それで、宍粟市をどういうふうで紹介していったらいいのかなと私は思いました。まずは、先日いただきました「ええんちゃう宍粟」、これはすごく私はよかったなと思うんですね。これはどのように配布をされているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 配布方法ですけれど、昨日ですけれど、ビジネスサポート等がございました。その中には市内の高校生等、各3校の高校生が多く参加していただきました。その際、高校生を対象に配布なり、また商工会とか、そういった経済関係、経済団体等を通しまして、これからまた配布についても充実させていきたいと考えてございます。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 田舎に住むと本当に不便だし、お金も何かたまらないんじゃないかという感じはするんですけれども、これを見ますと、とても二人のお嬢さんはたくさん貯金ができると、とっても喜んでいらっしゃるしね、本当にここにいてよかったなという思いが伝わってくる、また、移住して来られた方も載っております、本当に少ないページではありますが、見やすい感じがいたしまして、本当にこれをもっともっと広めていただいて、「宍粟ってええとこや」という感じで思っていていただいて、足を運んでいただいて、本当に自然がいっぱいのこの

宍粟は何とすばらしいんだろうと思っていただく、そういうことがとても大事なかなと思います。

移住して来られた方にお聞きいたしましたら、本当に朝日を浴びて、いろんなところの風景を見るのが今まで生まれてきて初めてだったと。思わず宍粟に来てしまったという方がいらっしゃいました。ほんとに私も宍粟で生まれ育ったわけではございませんけども、30年以上になるんですけども、本当に私は住みよいところだなと思っております。いろんなことはもちろんありますけれども、ここに住んでよかったなど、住み続けたいなという気持ちもたくさんありますので、私の友達にも宍粟においでよってという感じでPRもしております。

そして、この間、とってもおもしろい記事を発見いたしました。宍粟には、ラッピングしていただいた車がございますね。どんどん宍粟を知っていただくために、これで走り回ってPRをしていくんだという、たくさんのお金をかけましたし、あるんですね。ところがなかなかそれが利用がもうひとつうまくいってないんじゃないかなって、私も思うんです。もっともっと考えていかなきゃいけないんじゃないかと。

私、これとってもおもしろいことを考えていらっしゃるなと思ったのは、山口県の周南市なんですね、ここにはキャラバンカーですね、それをラッピングを職員が自らしたんですね。手がけたんです、ラッピングを。その車で何と全国を走り回っているんです。全国47都道府県、57都市を巡回をしたというんですね。9月の3日から11月16日、もう終わっているんですけども、その期間を全国走り回ったんですね。普通でしたら、宍粟市だけをPRしていこうと思うんですけども、その土地に行ったら、そのところの人と一緒にそのPRもするんですね。もちろん宍粟市もするんですけども、一緒になって市町を訪問しながら、いろんなことを計画をしながら、一緒になってその土地をPRして、宍粟もPRする。全国を回ったというんですね。これも斬新的ですごいなと思ったんですけども、宍粟市におきましては、その利用というのはいかななものでしょうか、どういうふうな感じで今やっていますか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 宍粟市の今おっしゃった昨年導入して、同じように職員が自ら提案してデザインをしてやっていこうという、ああいう形になりました。基本的には自治会や地域のいろんなイベントにも使っていただくということで、それから市外へアクションを起こそうということで、神戸だったり行ける範囲で出ており

ます。

ただ、御存じかも知れませんが、各地域やいろんなところであの車が出ているんな形で使っていて、わざわざステージ組まなくてもあれを使おうということでもありますので、ほとんどずっと出ておるんじゃないかなと私は記憶しておりますので、市内外にということでもあります。ただ、全国へというのはなかなか難しいことであろうかと思うんですが、可能な限りあの目的に沿って市民の皆さんも有効に使っていただくように、またそれを通じて市をPRするように、さらに努力していきたいと、このように思います。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 是非大いに活用をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、愛犬がたくさんいるわけなんですけれども、本当に人もストレスがたまると病気になってしまいます。ほとんどの病気がストレスから来るんじゃないかと思うんですね。犬ももちろん散歩はいたします。でも、思いっきり荒野を走るというのが本来の犬の姿かなと思いますので、この広い宍粟のこの広大な土地をどうか利用していただいて、ドッグランを設置をしていただいて、本当に喜ばれることをお願いをしてもらいたいなと思っております。

市長から検討しますということでございましたけれども、本当に千葉県成田市でこれをされたということが新聞に載っておりました。本当に飼っていらっしゃる人もとても喜んでいらっしゃいますし、たくさんの市外からも登録をして来られているということでございますので、そういうことから、しっかりと高齢人口も増やして、来て、また宍粟がいいなと思っていただいて、移住にも繋がっていったり、いろんなことに繋がっていくんじゃないかと思っておりますので、是非御検討をよろしく願いをいたします。

これはもちろん登録が要りまして、開場をしていくのには、暗証番号が要ったりしましてね、本当に自由と言ったらあれなんですけれども、自分で好きなときに行けるという、そういうこともあります。ですから、是非よろしく願いいたします。

ここに書いてありますけれども、成田市では木陰がないそうなんです、ドッグランに。でも、やっぱり日陰スペースがあったらいいなあっていうことも書いてございましたので、しっかりそういうスペースもとっていただきながら、犬ももちろん喜び、また飼っていらっしゃる方も本当に心地よい、そういう空間であっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。もう一

度お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭御答弁申し上げたように、ディスクドッグ大会、ひょっとして見られたかもわかりませんが、せせらぎ公園でさせていただきました。近畿各地からたくさんの方が来ていただいて、一つの大会を通じて犬と人との共生と、こういう形でありました。大変残念ながら、今年もということだったんですが、災害でああいう状況になりました。市民の多くの皆さんから平常時もあそこで犬の散歩とか、いろんなこと、あるいは子どもたちのということで、早くもとどおりに直してくれという御意見もありますが、ああいう状況であります。

したがいまして、宍粟市もいろんな地域でいろんなことをやっていかないかということでもありますので、特に地域の皆さんの理解もこのドッグランをつくるということは非常に重要なことだと、こう思っておりますので、そういうことも踏まえながら敵地をどこかということも研究しながら、私としては是非そういった方向で進めていきたいと、このように考えています。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 地元の皆様の協力が大かと思しますので、どうぞ御検討をよろしくをお願いいたします。

それで、スキー場なんですね。先ほど部長もおっしゃいましたけども、あるところでは、ゆり園を開設をいたしましたけども、なかなか管理がやっぱり難しく、最初はすばらしかったです。2年目くらいまでは何とかいけたんですけども、だんだんと寂しくなってきました。私が提案したウォータージャンプなんですけれども、本当に山を冬だけじゃなくって、夏もこういうふうに使えたら、スキーをなさる方はとっても喜ばれることでしょうし、また、地元にも活性化に繋がってまいりますし、大いに盛り上げていただきたいなと思います。

人工芝をここは敷かれておりまして、水の中に飛び込んでいくわけですけども、夏場でございますから、それが心地よいということでございます。ですから、先ほど部長もおっしゃってました、しっかりと経営される方と相談をしていながら検討もしていきたいということでございますので、もう一度心意気をお願いしたいと思っております。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） お答えいたします。ウォータージャンプにつきましては、大屋町のほうで設置されているということで、距離的には非常に近いんですね。そ

ういう意味で競合施設にならないかといった、そういった課題もあると思うんですけど、やはり非常に若者には魅力的な施設ですので、グラススキーとか、そういったものとあわせましてやっぱり設置者のほうと検討していきたいと考えております。

また、夏場のスキー場の利用というのは、やっぱりスキーだけの観点じゃなしに、もうちょっと違う観点から活用するといったことも必要ではないかなと考えております。例えば合宿であったり、スポーツ関係と組み合わせるとか、そういったことも総合的に考えて、夏場の利用について考えていきたいと考えております。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 冬しかスキーはできないんですけどね、もちろん。夏場もしっかりそういうふうにして活用していただきながら、みんなが楽しめる、そういう宍粟市でありたいなと思いますので、しっかり御検討をいただきながら進んでいっていただければと思っております。

最後になりますけれども、貧困の子どもたちがたくさん今いらっしゃるということなんです。私、この今の時代に貧困と聞いて本当に耳を疑うような気がいたしました。しかも、7人に1人が貧困状態であるという、この現状、本当にこの宍粟市におきましても、ひとり親の家庭というのがだんだんと増えてまいりまして、ほんとに仕事をして帰って食事をつくる、これはね、本当にほとんど男性でいらっしゃるんですけども、大変なんです。お母さんは、ひとり親のお父さんとかもいらっしゃるって、本当に御飯をつくって子どもに食べさせるという作業がほんとに仕事を目いっぱいして、そこでまた仕事をするのかっていう、それも愛情を注いでいかなきゃいけないということもありまして、ほんとに大変なんです。

今、部長のお話にもありましたけども、一人で食べざるを得ない家庭ってあるわけですよ。ひとり親でなくても、ほんとに共働きの家庭が増えてまいりまして、お父さん、お母さんが帰っていらっしゃるまで一人でいるという、子どももだんだんと少なくなってまいりましたので、寂しく食べるという、何かチンとして食べるという、そういう感じのおうちもあつたりもいたします。ですから、子どもの健康だったり、いろんなことを考えますと、やっぱり子ども食堂はちゃんとその地域につくっていただいて、つくる体制を整えていただきながら、また、そういうところに手が回らなかつたら、おうち食堂だったり、KODOMOごはん便だったり、そういうこともしっかりと手がけていく、本当に宍粟はいいとこだよという、自然はもちろん素晴らしいんです。人もいい。でも、やっぱり子どもさんがだんだんと少なくなつ

てまいりました。その子どもさんが本当に楽しく過ごしていただくという、身も心も本当に健康であっていただきたいと思う中には、こういうことがしっかりできているまちじゃないかなと思います。

先ほど部長のほうから紹介していただきました江戸川区なんですけれども、もちろん子ども食堂もあります。今、全国に子ども食堂というのは広がりつつあります。「おうち食堂」というのがあります、おうちに行って買い物から調理して片づけをするという、そういうおうち食堂もこの江戸川区ではやっていらっしゃる。また、弁当を届けるという「KODOMOごはん便」というのもあるんです。仕出屋さんの組合員の方が弁当をつくっていただいて、栄養もしっかり考えていただいて、届けようじゃないかという、そういうこともなさっているわけでございます。ですから、子どもたちが本当に寂しい思いの生活をしているということは、その子どもさんたちが大きくなったら、またそれが連鎖するというのが私はとっても目を背けてはいけないなと思うんですね。ですから、本気になって少なくなった子どもたちをしっかりと行政で守っていこうじゃないかという、そういう働き、動き、私は大切なことではないかと思っておりますので、もう一度回答をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ただいま議員のほうからございましたこの取り組みは、子どもに食事を届けるだけではなく、やはり家庭への支援に繋がる非常に画期的な取り組みであると、そのようには認識しております。非常にすばらしい取り組みではございますが、宍粟市にはまだ子ども食堂もできていないような状況でございます。江戸川区と宍粟市のまちの状況は子どもを取り巻く環境であったり、また、ボランティアで子どもを支えようとする機運、さらには市民意識の醸成等、いろんな状況が大きく異なっておるのではないかと、このように捉えております。

宍粟市としましては、現状として、子ども食堂のような取り組みの動きを今模索しておる状況でございます。いきなり御提案のような取り組みは難しいとは考えませんが、この取り組みに注視しながら、宍粟市としてでき得る、そういう取り組みについて研究してまいりたいと、このように考えております。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 私は何回かこの質問をさせていただいたんですけど、先ほど部長がおっしゃったみたいに、食事をただ届けるじゃなくって、本当に子ども食堂だったら、学生さんも来てくださるでしょうし、また勉強を一緒に見てあげよ

うとか、おじいちゃん、おばあちゃん、そういう年代の方もいらっしゃるし、いろんな年代の方がいらっしゃるって、おうちでは一人だけども、ここに来たら家庭的な雰囲気が味わえるし、本当にいいなという、そういう心の豊かさもそこで少しの時間かもわかりませんが、与えることができる。また、そういう時間をその子どもがいただいて、またいろんなことを考えていく。人に対しての優しさもそこからまた生まれていくでしょうし、そういうことの人間形成もできていくでありましょうから、大変ではあります、ボランティアを募っていかなきゃいけないし、いろんなことをやっぱり考えていかなきゃいけないこともたくさんあるわけですけども、一つ一つ研究していただいて、いっぱいしていらっしゃるわけですので、どういふふうにならなっているのかというのをもう一度研究していただいて、しっかり守っていただくという、そういう姿勢をやっぱり持っていただきたいなと思っております。

この子ども食堂を今からしますよと言ったら、県から助成金は20万円あるわけですけども、最初にお金をいただいても、維持をしていくときに今度お金がやっぱり続かなくなってしまうって、なされる方もやっぱり気持ちが前に行かなくなったりすることもあるかと思っておりますので、そこをしっかりと補助的なもの、また人との繋がり、そういうケアもしっかりしていただきながら、まち全体で守っていくという、そういうところが大事かなと思っておりますので、市長にもう一度伺いたします。この子どもたちを守っていくこの子ども食堂だったりする、その施策をどういふふうな思いで私たちが思いを込めて子どもたち、またそういう家庭の皆さんに寄り添っていきける、そういうことがどういふふうにしてできるんだろうかと、どういふ思いを持っていったらいいんだろうかという、そういう思いをここでお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 思いでありますので、私がおっしゃったように、こういう宍粟市の子どもたちを行政がしっかり支えていく仕組みをつくるというのは、当然行政の役割だと思います。同時に、先日来出ておりますように、やっぱり自立したまちをこれから将来地域の皆さんと一緒にどうやって考えていくかという、その中で子どもたちをどう支えていくかという、こういうことだろうと思うんですが、そのことは非常に重要だと、こう思っています。

そういう意味では、宍粟市は市の社会福祉協議会を中心にしていただいて、ふれあい喫茶等々も各地域でやっていただいております。それは、ひとり親の家庭の子

どものみじゃなしに、地域の子どもたちをみんなで支えようという仕組みの中であ
あいう形が始まったと、このように思っておりますが、それは子どもから大人まで、
みんなでと、こういうことだと思っておりますが、そういう仕組みも十分研究しながら、
我がまちの風土や歴史や、あるいは人のいろんなことを加味しながら、子どもたち
をどう育てていくかということについては、我々は仕組みとして考えていかないか
んだらうと、こう思っておりますので、非常に難しい課題ではあると思っております。担当
部長が答弁したとおり、将来を担っていただく子どもたちが本当にすくすく、一人
の子もみんなの子も大事やという、こういうことでもありますので、そういう観点で
進めていきたいと、このように思っております。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 私が今日質問させていただいたのは、宍粟市を本当にも
っとすばらしいまちにしていきたいなという思いからさせていただきました。たく
さんの方がこの宍粟市に来ていただいて、宍粟市の魅力をしっかり感じていただき、
一人でも多くの方が移住していただき、人口減というのは全国どこでも悩んでいら
っしゃることでございまして、本当に我がまちをどうしようと、皆本当に一生懸命
考えていらっしゃるところでございます。ですから、すばらしい自然がある、この
自然をもっと有効的に使いながら、一人一人が幸せになっていくということが一番
大事かと思っております。

人口が本当に今少しずつ減ってはいておりますけども、みんなが幸せだと、こ
のまちが好きだと、そういう人の集まりが宍粟をもっとよくしていくんじゃないか
と思っておりますので、しっかりと私も頑張っていかなきゃいけないと思ってお
ります。

たくさんのご意見を申し上げましたけれども、是非御検討いただきたいと思いま
す。これで終わります。

○議長（実友 勉君） これで、14番、榎橋美恵子議員の一般質問を終わります。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑でございます。発言許可をいただきましたので、
4点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、宍粟市の障がい者雇用についてお伺いをしたいと
思います。

御案内のとおり、障がい者雇用促進法によって、自治体の法定雇用率が2.5%と

いうふうに定められております。宍粟市の雇用率、先日公表がございましたが、残念ながら1.84%にとどまっているということをお聞きいたしまして、法定雇用数に4.5人不足しているという現状の報告がございました。

また、正規職員の採用、障がい者枠の採用をめぐるましても、公正な採用選考によるべきところがございますが、現状は多くの自治体で身体障がい者に限定しているということが問題になっております。知的障がい者の雇用というのは、1998年から義務化をされておまして、発達障がいを含む精神障がい者は今年から雇用が義務づけられております。宍粟市のこの取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

公正な採用選考について、現状をお聞かせをいただきたいと思っておりますし、また、法定雇用率の達成を含めて発達障がいの方々や知的障がいの方々の雇用をどのように進めていかれるおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

二つ目は太陽光発電の設置管理について、お伺いをしたいと思います。

本年7月、西日本の豪雨で神戸市において、新幹線の線路脇の斜面が崩れまして、そこに設置されていたパネルが落下しそうになるという事故が発生をいたしております。太陽光発電のパネルをめぐるましても、自然環境あるいは住環境への影響に加えまして、事業の終了後に現場に放置されるということなどの問題が浮上していると思っております。

宍粟市におきましても、太陽光発電施設の導入件数が急速に増加をしておまして、災害防止あるいは自然環境の保全、それから事業終了後のパネル放置、こういう問題に懸念があるところがございます。

先日、12月12日に同僚議員の一般質問がございまして、当局から条例制定に向けて検討するというような答弁がございました。そこで、本日は、その条例の検討に当たって、どのような課題に対してどう対応をしようとしているのか。あるいはまた、条例制定の時期でございますね、いつごろをめどにされようとしておられるのか、もう少し具体的内容についてお考えを伺いたいと思っております。

3点目でございますが、地域内の経済循環についてお伺いしたいと思います。

これは以前に会派の同僚議員からも質問をいたしましたが、再度お願いをしたいと思います。

宍粟市の経済循環と地域経済の活性化に向けた政策についてをお伺いしたいわけでございますが、多くの地方では、経済循環がうまく機能せず、生産、消費など、各場面で外部にお金が出流をして、家計や企業での所得増加に繋がっていない現実

がございます。

宍粟市の場合でも2013年のリーサスによります地域経済の循環データ、これによりますと、地域循環率は66.1%でございます。その数値というのは、市内で生み出される価値、あるいは市外から流入する所得、こういうものの33%が市外に流出しているということだと思います。消費や投資として支出されたものが再び地域内に還流をしていない、そういう構造をあらわしていると思います。

昨年度には、兵庫県立大学と市は連携をいたしまして、独自の経済循環調査を実施をされております。この経済循環調査からどのような課題が見えたのか、お伺いをしたいと思います。

また、生産、分配、支出という各部門の分析を通してどのような課題がわかったのか。その原因は何だったのか。そして、どのような解決策や行政の施策が必要であると考えるのか。そのあたりをお伺いをしたいと思います。

最後4点目でございますが、荒廃農地の対策について伺います。

農地の耕作放棄地というのは近年急速に増えておりまして、その対策というのが大きな課題でございます。特に、荒廃が進んだ農地で、再生利用が不可能と見込まれるB分類農地というのがございますが、宍粟市の農地面積の7.4%に達しております。耕作放棄地面積のうちでいいますと、9割が再生が不可能なB分類農地にあるということございまして、面積は200ヘクタールを超える状況でございます。

この農地への再生が不可能と見込まれるB分類農地、これに対する対策、施策、これが私は急務であるというふうに考えておるわけですが、現状、農業地域というままの土地利用によって、それを解決するというのは非常に私は難しいというふうに考えておりまして、このB分類農地は早急に地域の森林計画への編入を図りまして、林業などの補助制度やまた新たな市の制度、仕組み、そういうものを使って多様で健全な里山整備への誘導を図る必要があるというふうに私は考えておりまして、そういう取り組みによって荒廃農地の解消を図るべきだというふうに考えておりますが、市の考えはいかがでしょうか、お伺いをしたいと思います。

これで1回目を終わります。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、大畑議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。大きく4点で、そのうちの3点について、私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

まず、1点目であります。障がい者雇用の問題につきましては、ああいう形で厚生労働省を含めいろんなところで、俗に言う数値のマジックみたいなところ、いろんなことがあって、国もああいう状況でありました。ただ、大変市民の皆さんにも申しわけない状況でありまして、宍粟市も算定基礎からするとああいう状況になって大変申しわけないと、このように思っております。

障がい者雇用促進法に基づきまして、当然自治体としては、法定雇用率の達成義務はもちろんのことでありますが、障がいのある方の雇用の場の確保、さらには職業による自立、この推進に向け、障がいのある方の雇用を進めていく義務があると、このように考えております。

また、公正な採用選考につきましても、現在は身体に障がいのある方に限定することなく、知的障がい者、発達障がい者を含む精神障がい者の方についても募集を行っており、採用試験の実施に当たっても、合理的配慮が必要な方については御本人に確認をさせていただきながら、できる限りの対応をするようにしておるところであります。

市役所内の雇用の確保という点におきましては、各部局の代表職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、まずは、さまざまな「障がい」に関する特性を理解するところから始めるとともに、業務の切り出し等の作業を行っているところであります。

今後においては、ハローワークや職業センターの指導や助言なども受けながら、雇用の確保及び働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目の太陽光の設置等々の関係であります。

1点目の市の認識については、先般田中議員の御答弁で申し上げたとおり、エネルギー自給率を含めながら、基本的には、自然環境の破壊や住環境に悪影響がない施設の設置になるよう指導していくことも十分大事だと。しかしながら、エネルギーの自給率の向上を図る上では必要な施設と、このように認識しておると、こういうことでもあります。

2点目の条例制定の関係であります。条例を、これは基本的には先般、田中議員に御答弁申し上げたとおり、条例は当然あらゆる角度から検討していきたいと、このように考えております。

その後であります。神戸市の条例等々もつぶさに見させていただきました。そういう中で、先ほど条例の中身については、後ほど少し担当部長のほうから詳細

等々あるかと思いますが、時期とかいろんなことでありますが、目的は当然先ほど良好な自然環境や生活環境云々のこと、同時に災害の発生を防止するという観点が大いなる目的になるかと思うんですが、特に設置許可をする区域、あるいは場合によって条例を見ておりますと、設置禁止区域、そういったもろもろのことがありますので、時期のことも御質問がありました、当然市民の皆さん等々パブリックコメントやいろんなことを想定すると、できるだけ早くという思いはありますが、そもいかないことも想定されますので、今の段階としては可能な限り早く、また議会や市民の皆さんの理解を得ながら、この条例制定に向けて努力していくと、こういう観点でしか御答弁できないのかなあと、このように思っています。

次に、農地の荒廃の関係であります、先ほど後段で御質問のあった、特に、いわゆるA、B、Cだったら、B、Cを含めてと、こういうことではありますが、私がお話があったとおり、森林計画等ともこれからはそういう中へそれも放り込みながら、いわゆる里山という考え方の中で整備していく必要があるだろうと、こういう認識をしております。

しかし、現状は今そういう状況になってないことでもありますので、今後、その方向を向いて宍粟市としては取り組むことが、いわゆる放棄田対策も含めて、あるいは里山整備を含めて非常に重要と、こう捉えております。

したがって、先般もお答え申し上げたとおり、森林環境譲与税がよいよ来年度から実施をされます。その5項目のことは先般述べたとおりであります、そのうちの一つに景観を守っていくというところで、この事業を活用して市民の皆さんと一緒にこの問題の解消に図ることが私は重要だと、このように捉えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私の方からは、地域経済循環についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、国が実施した地域経済循環分析データでは、宍粟市の地域経済循環率は先ほど質問にございましたとおり66.1%となっており、近隣市町等と比較しましても決して好循環の状況ではございません。

この循環率を改善させるためには、地域外への流出を少なくすることでございますが、この域外流出の最大の要因となっているのは、地域内産業におけるお金の出入りの差でございます。端的に申しますと、企業間取引における仕入れと販売の関

係において、域外からの仕入額が域外への販売額を上回っていることから、その資金が域外に流出しているということでございます。

この状況をさらに詳細に把握すべく、兵庫県立大学と連携して、地域経済循環調査を実施したところでございます。

そこで、まず1点目、地域経済循環調査を通じて判明した課題は何かについてでございますが、調査で実施した市内の事業者を対象としたアンケート結果からも、さまざまな産業において、市内事業者からの仕入れは20%前後となっており、特に食料品や木材・木製品など、市の基幹産業といえる品目においても、市内事業者からの仕入れ比率が低くなっている状況が浮き彫りとなっております。

また、仕入額の大きな産業、つまりロットの大きな仕入れを要する産業ほど、市外からの仕入れに依存しており、市内の産業間における需要と供給のマッチングに大きな課題が見受けられました。

続いて2点目です。これらの課題に対処するために市としてどのような政策を考えているかについてでございますが、まずはビジネスサポート等の場を通じて、市内企業間のネットワークや情報交流を促進し、需要と供給のマッチングの可能性を高めていくことが重要であると考えております。

また、市内産業において需要の高い素材・部品等の開発・誘致を促進するとともに、6次産業化等の取り組みを通じて、地域農産品の高付加価値化を図る取り組みも重要であると考えております。これらの取り組みは非常に多岐にわたるわけですが、商工会、金融機関との包括連携協定や、大学との連携など、さまざまなネットワークを活用しながら、事業者に対する多面的な支援を実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私のほうからは先ほど市長が答弁をさせていただきました神戸市の条例につきまして、その概要を説明をさせていただきます。

まず、条例の目的と施行日でございますけれども、太陽光発電の適正な設置及び維持管理に関して災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全することを目的に制定をされておられまして、平成31年7月1日からの施行ということになっております。

次に、対象となる施設につきましては、市内全域で発電出力が10キロワット以上で、地上に設置する太陽光発電施設となっております。建物の屋根とか工場の屋根、

敷地に設置する施設については対象外というようになっております。

次に、設置の届け出でございますけども、工事着手60日前までの届け出と、近隣関係者への事前説明を義務化をされております。

次に、30度以上の斜度を有する区域や都市計画の用途区域の第1種住居区域など、それから鉄道及び道路の近傍場所について、防災・住環境及び交通インフラに大きな影響を及ぼす可能性がある区域につきましては、市長の許可を必要とするということになっております。

次に、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、災害危険区域、土砂災害特別区域など、太陽光発電の設置が不適当な区域につきましては、設置禁止区域というようにされております。

次に、条例施行以前の施設も対象に、毎年維持管理状況と施設を廃止する撤去費用の積み立て状況等についても報告が義務化されております。

次に、災害発生防止と良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置をとることについて勧告することができることになっており、勧告に従わない場合は設置者の氏名や名称を公表することができます。また、正当な理由がなく、勧告の措置をとらなかった場合は、措置命令をすることができるようになっており、命令に従わなかった場合は、5万円以下の過料に処するということになっております。

以上が今回神戸市が制定されました太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の概要となっております。

今後、この神戸市の条例や他市町の状況をさまざまな角度から調査研究をさせていただきまして、宍粟市にあった内容の規制等を検討したいというように考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、再質問をさせていただきます。質問の順序で行いたいというふうに思います。

まず、市の障がい者雇用の問題につきましては、先ほど雇用を義務化と捉えているということでございますし、各部局のプロジェクトを立ち上げて障がい者の方々の特性の理解に努めて、その上に立って仕事の切り出しをしていくと。切り出しというのは、どういう仕事が提供できるのかということは今検討しているというように伺っておりますが、それでよろしゅうございますか。もう少しちょっと。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 業務の切り出しという部分については、今、大畑議員が言われたどの業務をその方にお任せすることができるかというところについては、その特性も含めて十分理解した上で切り出しを行って行って雇用に繋げていこうと、そういうことでございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。私は、そのプロジェクトを立ち上げていかれるということについては非常にいいことだというふうに思います。やっこの障がい者雇用が議論できる時代が来たんじゃないかなというふうに思うんですが、障がい者雇用をどういう考えでやるかと、どういう基本的な方針も持ってやるかというあたりがしっかりこのプロジェクトの中に浸透していないと、その特性を見抜くことも難しいですし、仕事を探すというか、仕事をみんなで検討することも非常に難しいだろうというふうに思うわけですね。

障がい者の雇用のメリットとか、なぜ障がい者とともに働く職場をつくっていくのかというあたりの基本的なお考え、そういうものはお持ちでしょうか。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） この障がい者の雇用につきましては、そのことを雇用することによって、いろいろな弊害があるというようなことが過去には言われたようなことがあるように聞いておりますが、一方で、そのことによって職員に対する影響、そういうようなことの効果もあるということの基本的な考え方の中で、お互いが共存できる職場づくりというところが非常に大切だろうというふうに思っておりますので、その観点で今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。私もこの間ずっと健常者が公務員職場の中で独占してきたというふうに思いますから、今部長がおっしゃったように共生の社会づくりを目指す、一緒に働くという、そういう職場づくりを目指していくんだというのは非常に重要なポイントになるだろうというふうに思います。

そこで、まず、いろいろ集まってお話をされるということではありますが、具体的に法定雇用率を下回っているわけですから、その達成に向けた雇用の策定計画というものも必要じゃないかというふうに思います。そういうものはお考えでしょうか。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 今回の国のほうから11月末で雇用計画を提出という

ことが求められまして、基本的には11月末で簡単なものでございますが、その雇用計画というのを提出を既にしておるところでございます。

国のほうが求めておるのは、平成31年度末に市長部局については、その法定雇用率を達成するということが求められておりまして、教育委員会部局については、翌年平成32年度末ということになってございます。我々としてはそれを目標に今後プロジェクトの内容、あるいは具体的な採用、そういったところに取り組んでいく必要があると。非常に厳しい状況にはあろうかと思うんですが、努力を続けていかないといけないというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。平成31年、32年ということになると、もう本当に迫った話でございますので、そういう採用計画と今の職場の現状を考えたときに、人事担当局はそのあたりは勉強されていると思うんですが、やっぱり実際人事担当局だけではなくて、全ての職場でそういう理解が進んでいかなければいけないというふうに思うわけですね。そこがそのプロジェクトチームの一つの大きな役割なんだろうというふうに思っておりますが、その人事担当以外に職場の上司でありますとか、同僚の職員の皆さん方がそういう特性をしっかりと理解をしていく、ともに働くということについて理解ができるように、どういう施策を講じようと思っておられますか。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 実は、ハローワークが主催する管内の研修会というのがございまして、11月だったんですが、私どもの総務の職員、そして教育委員会の職員の2人で研修会に参加をさせていただきました。管内の事業所の視察でありますとか、あるいは支援学校の視察、そういったところを含めての研修であったんですが、非常に有意義な研修であったというふうな報告も受けております。このことを踏まえて今後また研修にも参加をする、あるいは生活支援センター、そこには民間の対応が主であります。相談には応じていただけるというところもお伺いをさせていただいておりますので、そちらのほうの支援も受けながら、プロジェクト、あるいはさらには全職員に広がるような研修も今後必要であるというふうに今現在考えておりますので、そのことに次年度以降も含めて対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 障がい者の方々の特性によって、健常者以上に働きが期待

できるという、そういうのは既に民間のほうでは始まっておりまして、その障がい者の特性というのをいかに見抜いていくかというのは、非常に大事だというふうに思うので、研修会でもしっかり勉強をいただきたいなというふうに思いますし、やっぱり市長にもこの辺は考えていただきたいと思いますが、職員の多様化が私は進んでいくと思うわけですね。職場にもコミュニケーションが生まれていくというふうに思いまして、そういう多様な職場づくりということで全ての職員が働きやすい状況が生まれてくるということで、また新しい創造力みたいなものが職場に誕生して、より活発なよい職場条件が障がい者雇用によって生み出されるんじゃないかなあというふうに私は前向きに捉えておるわけですが、そのあたり市長のお考えは。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は、基本的にはともに生きる社会という大きな枠組みの中で私たちは人間がこれからいろいろ生きていくという、そういう社会の創造は今日的な大きな課題と、このように。そのために、それぞれの職場だったり、あるいは公務員の働く職場はどうか、こういうこともあるわけではありますが、私は常々職員にも、やっぱり毎日元気で楽しく働こうよと。そのことがやっぱり前向きな姿勢に変わってくると、こういう思いを伝えております。

しかしながら、現実はそのかということ、なかなか100%いかない現実もあるわけではありますが、そのことが私はお互いを大事にしたり、お互いを思いやったり、あるいはお互いを助け合ったり、もっと言いますと、お互いの個々の特性も理解しながら、ともに働くという、そういうことは私はこれからいわゆる働き方改革ではないですけど、そういう社会なり、職場をつくっていかないと、なかなか立ちいかないと、このように思っておりますので、それには少し時間がかかるかもわかりませんが、一歩ずつ、先ほど部長が申し上げたように、まず平成31年、32年、それぞれの目標に向かって、それぞれ職員がいわゆる一枚岩の中で共通理解をして進めたいと、このように考えています。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） では、あと2点だけお伺いをして答弁をいただきたいんですが、現在の障がい者雇用促進法の78条に、雇用推進者の選任をする必要があるということで、雇用推進者を置けということに法律上なっておりますし、79条では、職業生活相談員というものを選任しなさいというふうになっておりますが、このプロジェクトの方々というのは、こういう雇用推進者というような立場を考えておられるのかどうかというのを1点お伺いしたいと思います。

それと、もう1点は、障がい者の中でもなかなか常勤で長時間働き続けるということが不可能な方もいらっしゃるかなというふうに私は思いますし、それから、先ほど職場の切り出しというお話がありましたが、実際に障がい者の方が職場で働かれて、どういうことの合理的配慮が必要なのかとか、どういう職場が適性なのかということを見ていかないと、ただ、机上でやってもなかなか職場になじめない、いざ雇ったときに問題ができるというようなことがあると思いますので、国のほうが言っています職場実習制度の創設とか、あるいはチャレンジ雇用、一旦非常勤として雇用していただいて、その中で障がい者の人たちに対する配慮をどうすればいいのかというようなことをしっかり周りが理解をしていくという、そういうことで具体的に進めていくということも考えられると思うんですが、その2点、ちょっと考え方があればお聞かせください。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） そのプロジェクトメンバーがそうなるかということについては、ここではなかなか言及できない部分があるんですが、ただ、必ず必要になってくるだろうという認識は持っております。業務のこと、あるいは通勤のこと、あるいは生活のことを含めて支援をする人員が必ず必要になってくるというふうには認識をしておりますので、その部分では何らかの形で配置をしていかないといけないのではないかなと、現状ではそういうふうに考えておるところでございます。

そして、チャレンジ雇用ということでございますが、国のほうでもステップアップ制度という形で、これは非常勤と常勤の間にそういう形でお試し期間という言い方は悪いんですけども、その期間を設けて、その特性に合った職業はどのようなのかというような期間を設けてやろうとしております。

私どももある意味、ハローワークを活用しながら、短時間で雇用をさせていただきながら、その方がどういう特性を持たれて、どういう業務に合っていくのかというところも十分考慮しながら、雇用に繋げていくということは必要だというふうに思っておりますので、その制度も考えていかないといけないというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。また、今後議論を続けさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、二つ目の太陽光のことについてお尋ねしたいんですが、先ほど部長が

神戸市の条例の内容を説明くださいましたが、それは私どももちょっと勉強した上で臨んでおりまして、それをそのとおりされるのか。今ちょっと言われたのによると、そこを参考にしながら宍粟市独自のものを考えていくというようなお話がございましたので、少し気になったんですけども、本当に設置を許可する区域というのはどういうふうに宍粟市に当てはめようと思っておられるのか。あるいは禁止をする区域、これはどのような場所を考えておられるのか、その辺をもう少しイメージがあらうというふうに思うんですが、お聞かせいただけますか。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 先ほど説明させていただいたように、参考ということで確かに発言をさせていただいたんですけども、まだ他市町で、例えば大阪であれば箕面市とか、いろいろな団体で制定されておるところもございますので、それを全体的に見て調査研究をさせていただきたいということでございます。

それと、禁止区域と許可区域につきましては、先ほど言いました禁止区域については、ほぼ同様の考え方になるのかなというように考えておりますけども、許可区域につきましては、例えばこれはまだ私の案でございますけども、森林から創まる地域創生の関係の風景街道等を今後いろんな面で規制もしていけないといけないというように考えておりますので、宍粟市に合った部分も取り入れながらというような格好で制定のほうを検討させていただきたいと思っております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 風景街道を念頭にというのはちょっと意味がわからないんですけども、一方でこれ設置する側から言えば、自分の土地で何をしようが規制がかかってない以上、自由なわけですから、そういう憲法上の問題でいけますよね。ですから風景街道に指定しているから、そこはだめですよとか、許可とってくださいという、その風景街道の指定というのはどういう指定をされるんですか。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） それにつきましては、風景街道の全体的な計画がまだ見えてないところがございますけども、その中でその事業を推進するに当たって、関係者等に十分周知をする中で御理解をいただき、その辺の風景街道のエリアというのをやっぱり許可区域といいますか、そういうように規制をしたらいいかなというふうなことも考えておりますし、他団体でもその団体独自でエリアを指定しまして、緑の保全の区域であるとか等ということも考えておられますので、それに合うような格好で何かそういう宍粟市に合う先ほど言いましたような規制も考えていき

たいなというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 今部長がおっしゃっているのは、比較的景観を保全していくという、いわゆる積極的な面のように聞こえるわけですが、それ以前に今、市民が困っておられるのは、本当に十分な設計とかで設置されているのかという問題、施工の問題ですね。それからあと、事業終了後のパネルの放置はどうなるのかということであったり、あるいは立地の場所による近隣関係者との調整ですね、そういう日常生活にかかわるところで、いろいろ皆さん苦勞されている。それから、山林伐採なんかで自然が破壊されていくという、いわゆる日常の生活の中で安全が脅かされたりするところをすごく心配をされているわけで、もちろん景観のところも大事ですけど、その前にしっかりと規制をかけていくということについての考えを少しお聞かせください。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 仮に条例と想定しまして、その個々具体についてはまた規則の中でうたい込むというようなことも考えていきたいなというふうに思っております。基本的には、生活環境、住環境、これを及ぼすようなことにならないような場所であるとか、施工であるとか、そういうところも規制をかけられる部分がございますら、かけていきたいなというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 期待したいと思います。ただね、私、疑っているわけではないんですけど、この間ずっと兵庫県が条例をつくった段階で、太陽光発電と地域環境の調和に関する条例というのをつくりましたよね。そのときに、それは5,000平米以上の対象になるから、県の条例は。あと各自治体は1,000平米以上で、その県の基準を使って独自の条例をつくりなさいということを県が言って、私も再三委員会でそのことを求めたんですが、再生可能エネルギーを推進する立場としてはなかなかできないということでしたよ、この間。急に12日に、条例制定するというふうに言い始められたので、どういうその前向きな気持ちになられたのか、どういう課題認識が生まれたのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 新聞等々でもいろいろと太陽光の設置に係る事故でありますとか、事件等が発表されているということもございますし、地元から問い合わせといいますか、一昨日の答弁でも申し上げさせていただいたように、地元か

らの意見書の提出であるとか、そういうことが最近増えてきたような状況でございますので、そういうことにつきまして、やはり兵庫県内でも神戸市のほうがそういうことの条例制定を考えておるといようなことも情報を得ましたので、やはり宍粟市としましても、宍粟市独自の対応といいますか、対策を考える必要があるのかなというようなことで、検討に入らせていただいたような状況でございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。そのあたりのきっかけというのはよくわかりましたが、内部的に私が心配しているのは、部長のところは再生可能エネルギーを推進する部署ですよね。この条例をつくるほうは、どちらかというところ、規制をかけてほしいと守る側ですから、部内的に調整が進んでいるのかどうかというのをちょっと聞きたいんですよ。あるいは山林とか農業の担当部局のところね、それから住民環境で言えば建設部、土木部になるんですか。そういうところとか、市民生活部、そういう部内の調整が今どの辺まで進んでいるんでしょうか。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 今、市民生活部の中での調整というような格好で協議を今進めております。議員言われましたとおり、この事業をやるに当たっては、いろんな面で関係部局との連携といいますか、調整というのは十分必要かと思っておりますので、今後この施策について、いろんな意味で調整会議等を開く中で進めていきたいなというふうに考えております。今からでございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） そしたら、各関係部に振るわけにいきませんので、是非それぞれの部につきましては、神戸市のを参考にするとおっしゃってますので、その辺十分読み取っていただきまして、担当部との協議を是非お願いをしたいというふうに思います。

それで、市長もできるだけ早くというふうにおっしゃっていただいておりますが、できるだけ早くというのは非常に不透明でございますので、いつも市長はいつまでということをおっしゃっているのです、これもやっぱり早くしないといけないというふうに私は思っているのです、その辺の意気込みを聞かせてください。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 意気込みはできるだけ早くということで思うとんですが、先ほど担当部長が申し上げたとおり、私も片一方では規制して、片一方ではどんどんやれという、何か相矛盾したような感じだったんですが、しかし、やっぱり自然エ

エネルギーということについてはやらざるを得んと。しかし、やっぱり良好な生活環境とか、あるいは特に急傾斜地とかいろんな問題、それから山林のいろんな問題、これはどうしても避けて通れない課題が今日的課題になってきたと。

恐らく太陽光の国が定めたこの条例の中では、ここまでという想定はなかったんじゃないかと。しかも、国は法律ですが、県の条例、その中でさらに市が罰則を求めて市民の皆さんと一緒に景観を守ろうということは、私はある意味で罰則まで仮に設けるとしたら、非常に重要な条例制定になるだろうと、こう思っています。したがって、ちょっと冒頭申し上げたとおり、いろんな意味で規制のかかる区域があったとしたら、地域の皆さんや、あるいはパブコメやいろんな時間を要すると、こういう想定をしております。

したがって、現段階では大変申しわけないんですが、可能な限り早くということは申し上げておるんですが、じゃあ、6月議会なのか、9月議会なのかということについては、大変申しわけないんですが、現段階では断言することはこらえていただきたいと、このように思います。

しかし、この条例は、私自身は何としてもいろいろこれから議会とも協議しながら、宍粟市に合った条例をしっかりと定めることが私は大事だと、このように捉えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 私も同僚議員もおっしゃっていたように、再生可能エネルギーを反対しているわけではございませんので、今、市長が言われた、その調整が要るということは非常によくわかります。ただ、この間、再三市民の方々から懸念がある中で、今やっと条例制定するということが言われたわけで、今始まったわけではなく、長年の思いがあるということも踏まえていただきまして、できるだけ早くお願いしたいというふうに思います。

その際、最後をお願いしておきたいんですが、どうしてもやっぱり全て完璧に思いどおりにはいかないというふうに思います。ですので、市の責務がこの条例の中に盛り込まれることが非常に重要だと思うんですね。どういう調整役を市が果たされるのか、それを十分検討いただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 市の責務、それから市民の責務、事業者の責務等々もあろうかと思っておりますので、全体的に調整ができる体制といいますか、そういう格

好での指導なりができるようにやっていきなというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） じゃあ、できるだけ早く条例が委員会とかに上がってくるように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。また、委員会でもいろいろ議論をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、経済循環の話に入らせていただこうと思いますが、部長のほうからお話があったとおりで、私もそのように認識をしております。課題認識のところは一致しているのかなというふうに思うんですが、いよいよじゃあ、どう解決策あるいは対策を打っていくのかというところで非常に重要なかなというふうに思います。

これ経済の地域内の循環率が宍粟市が66、たつの市が90、姫路市が105ということであるわけですが、島根県のいろんな例が書いてありまして、前にもほかの同僚議員がおっしゃっていましたが、地域内循環率を80%で地域内で回していく場合と、60%で回していく場合、この20%の違いで地域内で循環していったときに、最終的に地域内需要がどれだけ差がつくのかというのがありますが、20%違うだけで、最終的に地域内できり出される需要額というのは2倍も違うというふうに言われています。ですから、この率を10%、20%上げるということは非常に重要なことかなということを考えております。

それで、時間もあんまりないので、じっくり議論できないんですけども、企業間取引のバランスですね、前々からずっと言っているんですけども、企業同士が別々のことをやって、産業連関というのは生まれないというふうに思いますので、先ほども言われたように、ビジネスサポートなんかで需要とか供給のそこの調整をしていきたいというふうにおっしゃいましたが、今ビジネスサポートでは、そういうことをコンセプトにやっておられるのでしょうか。もう一度お答えください。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） ビジネスサポートにつきましては、昨日も含めまして過去3回実施しております。これは継続して取り組む必要があると考えております。その企業の参加者につきましても年々増えてきている状況でございますので、特にバイヤーさんといまして、市内、市外問わず、バイヤーさんが来られまして、商談等も進められており、毎年成約件数といえますかね、そういった一緒に連携してやりたいとか、そこの部品を使いたいとか、そんなことも増えてきておりますので、効果が出ているんじゃないかなと分析しております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。この宍粟市が調査をされた平成29年度の経済循環調査業務の中の70ページに、政策シミュレーションの一つとして事例が紹介してあるんですが、宍粟市は林産物とか、木材加工品、こういうものの強みを生かした地域活性化を図っていく必要があるということから、今の市内での自給率が非常に少ない、低いということが課題になっているということで、それを10%上昇すれば、付加価値率が10%の上昇が想定できると。その場合は、就業者の誘発数が53人見込めるというところまで書いてあるわけですね。ですから、市内での自給あるいは市内にお金が回るということを考えていけば、雇用が生まれていくということですから、いろんな議員さんが雇用確保とおっしゃっている、その大きなキーワードはやっぱり市内での循環をどうつくり出すかということだというふうに思います。

ここで、この調査報告にも研究会から提案がされていますね、市に対して。その提案に対してどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

その一つが6次産業地産地消法による総合化事業計画、これの認定を受ける必要があるのではないかと提案をされております。

それから、もう1点は、どこかで一遍実験をしたらどうかということが提案されております。小規模分散型経済循環実験地域あるいは地区、そういうものを設置してはどうかということが言われております。私もこれ非常に大賛成です。例えば一宮の北部地域で、バイオマスに特化したような地域循環の自給自立の地域をつかって一遍やってみると。どういう循環で地域がどれだけ需要が高まっていくかみたいなことをやっていくことがいい提案じゃないかなというふうに思っていますが、今言いましたこの二つの提案を受けて、どのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 認定とかそういった実証地域の設定につきましては、この報告書の中でそういった提案がございます。まだ、この具体的な提案につきましては、今それをどのように活用していくかというところも含めて検討しているところでございますので、報告書を分析しまして前向きに考えていきたいと考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 部長、前向きにもちろん考えていかなければいけないと思うんですけども、まだ内部の政策決定がないでしょうから、なかなか言いにくいと思うんですけども、これを見られてどういうふうに思われますか。この提案に対し

てどのように思われますか。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私も詳しく中身までは分析はしていませんけれども、報告書の中でいろんな方面から分析していただいております。当然宍粟市の今の状況を調べますと、一足飛びに実証実験にいけるかどうか、そういったところまではまだいかないと思うので、その辺も調べまして考えていきたいと今思っております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 私はここになぜ興味を持ったかといいますと、前々からほかの議員もそうですけども、宍粟の場合、第1次産業ですね、林業とか農業、こういうものをもう一度再構築していくというか、そこに力を入れていかなければ、この地域が残っていけないということをずっと皆さんおっしゃっていると思うんですね。やっぱり農産物でいうと、地産地消をどんどん進めていくとか、あるいは林業でいえば、地元木材の活用であったり、薪とか、バイオマスエネルギーの活用とか、それを市内で回すことによって雇用が生まれていくということが数字上ははっきり出てきているわけなので、これはもうトップの姿勢にかかわるのではないかなと私は思うんですよ。

宍粟森林から創まる地域創生、まさしくこの地域循環を高めるようなことをその森林から創まるで、ここは実現していただきたいというふうに、特に市長をお願いをしたいんですね。

市長もこのじっくり見る時間はないかもわかりませんが、本当に宍粟市のことをよく考えた、分析されたことだと思いますので、今私が言っているようなことを政策にいち早く乗せていくというようなことについて、ちょっと市長のお考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まず前段、ビジネスサポート、昨日のことではありますが、恐らく皆さん方、ひょっとして中で見られたかもわかりませんが、夕べNHKのニュース番組で約4分間放映していただきました。その中で高校生のコメントがあったんですが、見られた方いらっしゃいますか。ありますね。

高校生がこんなふうに言っていました。市内でこんな企業があるのを知らんかった。ええ、世界へ挑戦する企業があるんだねと。私はひょっとして大学へ行くかもわからん。けども卒業してここへも挑戦してみたいと。そんなことをテレビで、NHKで言ってくれました。それから、もう一人は、女子高校生でしたが、私は、多分

外へ出るだろう、けれど、いずれ子どもができたり、結婚するときになってきたら、帰ってきて今日みたいな会社で働きたい。こんなことを言ってました。非常にありがたいなあということは、先ほど担当部長が申し上げたとおり、そういうことを、これ4回目になるんですが、続いて高校生あたりに徐々に徐々にああいう形で広がってきて、何とか市内へという思いが広がってきたんじゃないかなあということで、非常にうれしく思いました。

それで、3回目のときにこんなことがあったんです。市内の企業さんがやっぱり市内で地域循環をしていかないかと。ようやくいろいろあって本社をこっちへ持ってきたと。けれど市内の皆さんに、事業体にいろいろお世話にならんと我が社は成り立たんという思いと同時に、宍粟市に恩返しするには、やっぱり市内でできることは市内の事業体にお任せしたいということで、いろいろして今年から例えば部品の部分、何の部分も市内へ出されております。それによって一定幾らかですが、雇用も出た。私はある意味、そういったことも大事な市内のことだと思えます。そういう意味では、ああいうビジネスサポートという一つのことを通じてコンセプトは一つずつ広がっておると、このように思っています。

その中で、先ほどおっしゃったように、小規模も含めて、大変申しわけないんですが、それを全部は熟読してないんで理解はしてないんですが、考え方は十分理解できます。

先般ある方が、今国はビックデータでそれぞれのところの状況が宍粟市なら宍粟市、あるいは波賀なら波賀圏域、大体出るようになっていきます。その中で、人口動態や動向もいろんなことがあります。そういうことの中の一つに、今スーパーシティ構想というのを国が挙げて、都会ではあるけども、田舎もそのことを通じて現在にマッチした地域内循環を含めたことができへんかという研究をやっておるということも先般提案というか、教えていただきました。そういうことも絡めながら、このまちに合った、あるいは中山間地域に合った、もうちょっと言えば、過疎地域似合ったものは一体何かということ、それから現在にアレンジしてうまくマッチングしながら、その地域内の循環をつくっていったり、経済をつくっていくということが非常に大事やということをお教えいただきましたので、ただいま御提案のありましたことは私は十分大事な部分だと、このように考えておりますので、こういった形がいいのか、ちょっと今のところ明快な答弁は大変申しわけないんですが、方向性は私は正しいと思っておりますので、おっしゃった方向でちょっと内部で何か動きをつくっていききたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） そうなんです。大事なことはもうようわかっているし、調査でもそういうふうにしなさいと言ってます。ですから、具体的に言いますと、部長からありましたように、市内からの調達ができているんです。そこをしっかりと市内から調達して、市内でお金を回せば膨らんでいきますから、雇用も生まれます。

具体的にやっぱり市は何か制度をつくったり、仕組みをつくって仕掛けていかなあかんと思うんですね。ですから、前々から言っているんですけど、農産物で言えば地産地消の推進計画をつくるという、そういうものをつくっていくとか、具体的にやっぱり何か、是非お願いをして、市内の自給率を高めることを是非やっていただきたいというふうに思います。

企業誘致なんかでも、全ての企業がオールオーケーやみたいな制度じゃなくて、やっぱり市内の企業が地場産業とどう絡んでいけるんかというようなことをしっかり考えていくということが大事なんじゃないかなと。これは全てとは言いませんけど、そういうことをやりながら、市の財政も豊かになり、あるいは雇用が生まれていくというふうに思いますのでお願いします。

そういう意味で、市長には自信を持っていただきたいんですが、新国富指標というのがね、新しい国のまちの豊かさという指標というのがこの循環調査にも出てまいります。これでいいますと、宋栗市は兵庫県で3番目です、豊かさから言えば。いわゆる持続可能な資本も持っているということです。そういうことを是非活用いただいて、まちづくりをこれからも頑張りたいと思います。もう一度お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） なかなか上位にランクされることはほとんどありませんので、そういう意味では大変ありがたいと思います。まさしくそういう意味では、私たちがそれを誇りに捉えてこれから政策をつくっていくことでもありますので、ありがとうございました。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 是非自信を持って進んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、荒廃農地についてお話をさせていただいて終わろうと思うんですが、耕作放棄地と一言で言いますが、その中にA分類とB分類があるということで、

農業委員会からも資料をいただいております。A分類はまだ農地としての再生が可能やと、農業としての再生が可能やと。でもBになりますと、もう再生利用が不可能と見込まれるというふうに言われてますから、農業をやろうというんじゃなくて、その不可能になって放置された土地をどういうふうに生き返らせるのかというところで、私はもう農じゃなくて、林のほうにシフトして里山整備にしたほうがいいんじゃないですかということを提案申し上げております。市長も中身はよく御存じやと思います。早生樹とか、そういうことも大事やというふうに思います。

国も森林林業基本計画を閣議決定いたしまして、その中で多様で健全な森林への誘導というところで、再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用のため、早生樹などの実証的な植栽に取り組むようにということを閣議決定しているわけですから、是非そのことを実践をしていただきたいというふうに思います。

ここでちょっと急に市民局長に振らせていただくんですが、このデータからいきますと、北部の3地域が耕作放棄地あるいは荒廃農地の率が非常に高いんです。波賀に至っては、全農地のうち耕作放棄地が10%、千種が15%、一宮北12%という状況なんですね。身近におられてどのようにお感じか、例えば何かお考えがあれば、御答弁いただきたいんですが、よろしいでしょうか。突然振りまして申しわけないんですが、3日間そこに座っていただいて申しわけないので。

○議長（実友 勉君） 上長一宮市民局長。

○一宮市民局長（上長正典君） 一宮についても特に北部地域を見ていただきますと、本当に水田がほとんどないような状況になっております。その中でもただ単にスギとか、そういうのを植えるのではなしに、やっぱりもう少し彩りであったりとか、生業になるようなものというのを当然植えていく必要もあろうかなと思ってはおります。

以上です。

○議長（実友 勉君） 坂口波賀市民局長。

○波賀市民局長（坂口知巳君） 今言われますように、波賀においてもかなり高齢化と人口減少が進んでいる中で、特に農家を支えている若者がだんだん農家離れということがあります。今言われておりますように、耕作放棄地等の活用について、一部自治会、農家でありますと、早生樹を植えてやろうとしているところもございます。そういったところを若者により理解していただきながら、耕作放棄地を改善していきたいということで思っております。

○議長（実友 勉君） 津村千種市民局長。

○千種市民局長（津村裕二君） 従前から御意見もありますように、風景街道という部分に取り組んでおります。そういった部分でも地域の方々自身も耕作放棄地については、十分既に心配されておりました、そうした風景街道のことも含めて地域全体で今から考えていく必要があるなあというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 突然振りまして申しわけございませんでした。ありがとうございました。

是非、私も市民の声を伺っているんですが、産業部長にお尋ねしたいんですけども、早生樹の植栽に取り組んでおられる方々が今の補助制度では、補助制度があるのは宍粟市だけなんですけども、しかしながら、その制度では非常に持ち出しが多いんですね。ですから、なかなかやろうと思ってもできないという声がございます。今は農業へのリフレッシュ制度の補助金ですから、林業としての活用の補助金ではございませんので、やっぱりそういう制度を見直す必要があるというふうに思いますが、その辺の考えを最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 早生樹につきましては、県の試験場等も含めまして研究のほうが進められております。やはり私、早生樹に関して思うんですけど、コウヨウザンとかセンダンとかあるんですけど、やはりそういったある程度の一定の研究が進んでおりますので、市としてもやっぱり一定の面積を確保するようなことも大事ななと思うんです。その意味では、やはり今の制度をもう少し拡充して、植えるときだけじゃなしに、後の維持管理の部分、こういった部分にも活用できないか、ひいてはそれが産業になるぐらいになったらいいんですけど、まだまだその段階ではないので、そういったところはこういったことがいいのかというのは今から検討を進めていかなければならないと考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 最後に市長、お願いします。やはり一定の資源として確保するためには、もっともっと制度をつくって広げていかなければいけないというふうに思います。一定量がないとやっぱり資源と言えませんので。その辺についてひとつ今年度予算でも考えていくということはお考えないでしょうか。最後にお伺いして終わります。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ごく簡単に言いますと、先ほど担当部長が申し上げたとおり、

非常に重要と私も捉えておりますので、今年度予算はちょっとどうかわかりませんが、新年度に向けてこのことはしっかり整えていきたいと、このように思っています。

○議長（実友 勉君） これで、12番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

午前11時20分まで休憩をいたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第103号議案

○議長（実友 勉君） 日程第2、第103号議案、宍粟市立認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第103号議案、宍粟市立認定こども園条例の制定については、12月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第103号議案の主な内容は、戸原地区及び一宮北地区において新たに認定こども園を開設することから、当該施設の設置及び管理等について条例で定めるものです。

2号そして3号認定において、第10また11階層の3歳児で保育所と幼保連携型認定こども園との保育料の差が6,000円あるという現状であります。消費税率10%への引き上げに伴う増収分の使い道が見直され、2019年10月から幼児教育無償化が実施されます。当局からは、そのときに格差は解消されとの説明でありましたが、委員からは、子育て支援に力を入れていくのであれば、その間放置するのではなく、格差解消を検討していただきたいとの意見がありました。

慎重に審査をいたしました結果、第103号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第104号議案

○議長(実友 勉君) 日程第3、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第104号議案は、平成30年度人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものです。改正内容としましては、主に3点となります。

1点目に、各給料表につきまして、若年層に重点を置き、平成30年4月に遡及して平均0.16%引き上げるものです。

2点目に、12月支給の勤勉手当につきまして、一般職は0.05カ月、再任用職員は0.025カ月引き上げるとともに、次年度以降は勤勉手当の引き上げ分を6月支給分と12月支給分にそれぞれ案分し加算するとともに、期末手当については、来年度以降において、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ均等になるように配分するものです。

3点目に、総合病院に勤務する医師及び医師以外の特殊な業務を主とする職員につきまして、宿直手当の支給額の限度を引き上げるものです。

委員からは、職員のモチベーションを上げ、施策の目標達成のためにも、人事評価を給与に反映させるなど頑張りが報われるシステムづくりについて検討するべきではないかとの意見が出されました。これに対して当局からは、人事評価を給与に反映させることについては、職員組合との協議調整が必要になることや市の職務内容全てを画一的に公平に評価することの難しい面などがある。モチベーションが下がらない取り組みをしていきたいとの回答がありました。

審査の結果、第104号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第105号議案

○議長（実友 勉君） 日程第4、第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正の対象となる集落センターは、山崎町域に6施設、一宮町域に4施設、合わせて10施設あります。それぞれ旧町で設置されたもので、一宮町域の4施設は昭和50年から昭和54年に旧小学校区域の地域活動並びに社会教育事業の拠点施設として、山崎町域の6施設は昭和53年から平成12年に旧小学校区域の地域活動並びに地元自治会の集会所の用途で建設されました。集落センターのあり方は合併時の未調整項目であり、また、時間の経過とともに地域内における単位自治会館、スポーツクラブ21のクラブハウス、学校施設などコミュニティ活動に係る他の施設の充実が進んできたこと、さらには、平成23年3月に策定された宍粟市第二次行革大綱に「将来的には公の施設としての位置づけから外す」と示されたことを踏まえ、調整を進めてまいりました。

調整に当たっては、自治会施設として「活用できる」か「活用できない」かの選択も含めて関係地区自治会と協議を進めており、今般、河東ふれあいセンター及び戸原ふれあいセンター、この2施設については、地元譲渡を行うことで関係自治会との協議が調ったことから、両施設の用途を廃止するものです。

審査の過程で委員から、現在は市の施設として災害時の避難所指定を受けている施設であるが、自治会へ譲渡した場合、避難所としての機能はどのようになるのかとの質疑が出され、当局からは、今後、豪雨災害を踏まえ避難所のあり方について調整していく。地元の意見を聞きながら方針を出していくとの回答がありました。また、各地域との接点が減少するのではないかとの問いについては、概ね、自治会館等が設置されており、そこを接点に地域づくりや地元からの悩み相談等に対応していきたいとの回答がありました。

審査の結果、第105号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第106号議案

○議長（実友 勉君） 日程第5、第106号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第106号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、12月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第106号議案の主な内容は兵庫県の制度改正に伴い、制度の対象となる未婚のひとり親家庭等の市町村民税非課税及び所得割額の算定について、寡婦（夫）控除のみなし適用を行うものです。

対象者については、扶養義務者の所得についても確認が必要であります。範囲が広い部分もあり、現状の公募の中では確認しようがないことから、改正後には広報やしそチャンネル、ホームページなどでしっかりと周知を行っていきたい。また、施行日が9月1日であることから、遡及して助成されるとのことでございました。

慎重に審査いたしました結果、第106号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第107号議案

○議長(実友 勉君) 日程第6、第107号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第107号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、農業災害補償法が農業保険法と改正され、補償制度の見直しが行われたことに伴い、宍粟市農業共済条例の全部改正を行った後に、農林水産省より修正や見直しがあったものに係る改正です。

主な改正内容としましては、共済事故の一部除外を認めることで掛け金を安価に抑えた補償内容の新設、文言の改正や整理を行うものです。

審査の結果、第107号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第108号議案

○議長（実友 勉君） 日程第7、第108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正については、12月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第108号議案の主な内容は、一宮北中学校校区の幼保一元化の実施に伴い、一宮北こども園を開園することから、平成31年3月31日をもって三方幼稚園が廃止となります。あわせて、一宮南中学校校区においては、平成32年4月1日から認定こども園の開園を目指しております。当該施設を整備するまでの間、神戸幼稚園において3歳児教育を実施するため、条例を改正するものであります。

委員からは、3歳児の教育は法律で定められていますが、いまだに努力義務となっています。意思決定されたところから3歳児教育が実施され、そうでないところの見直しがいまだにできていません。教育環境から見て、これからの課題となるとの意見が出されました。

慎重に審査をしました結果、第108号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第108号議案、宍粟市幼稚園設置条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、一宮南中学校校区に認定こども園の設置が決定したことを受けて、神戸幼稚園における3歳児教育を可能にする条例の一部改正であります。

宍粟市は、満3歳以上の就学前の子どもに対する教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置づけをしながら、その一方で、いまだ全ての幼稚園での3歳児教育の実施を拒み続けています。子どもの最善の利益を保証するという観点、あるいは税の公平な投入という面からも不公平・不適切きわまりないものであります。

その結果、本年4月時点における3歳児268人のうち、その約1割強の子どもと

その保護者が教育の機会を奪われている現状は非常に問題があると思います。この問題に対して学校教育法や子ども・子育て支援法など、3歳児教育の法的根拠を何度もお示しをして申し上げているにもかかわらず、努力義務と捉えていると、同じ答弁を繰り返す教育長の不誠実な姿勢も非常に問題があります。

3歳児からの幼児教育は、宍粟市教育委員会が策定するしそようこども指針の基本施策であります。幼稚園、保育所、認定こども園において、3歳からの全ての子どもに対する教育・保育の実践を図りますと自ら定めているのではないですか。

また、宍粟市議会からも平成27年1月、福元市長に対して子ども・子育て支援法に基づき幼稚園を含め3歳児教育の速やかな確保が必要であるとの意見書を提出しております。

以上のような点から全ての幼稚園において、保育年限を3年とし、満3歳からの幼児教育を速やかに実施することを求めて、反対討論を終わります。

以上です。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、神吉正男議員。

○10番（神吉正男君） 10番、神吉正男です。第108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

3歳児の幼稚園教育に関しては、宍粟市が進めている幼稚園、保育所の一元化推進計画において、認定こども園の計画ができた地区から受け入れを始めています。年月を追って発言いたしますが、宍粟市では、平成25年1月のしそようこども指針を踏まえ、平成25年では、波賀幼稚園のみでしたが、平成27年には、ちくさ杉の子こども園で、平成29年には、一宮北こども園の計画の決定により三方幼稚園で3歳からの園児教育が開始されています。

このたび一宮南こども園の計画の決定により神戸幼稚園で、また、戸原こども園の計画が決定したことで双方とも平成31年度から3歳児の受け入れを開始されます。すなわち平成27年の子ども・子育て支援事業計画に基づいて3歳児教育の未実施園区の解消は進められているということです。この後、山崎東中学校区、山崎西中学校区、山崎南中学校区の認定こども園の計画は順次進んでいくものと思われるため、この議案は適正であると認め、賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

第108号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第108号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(実友 勉君) 起立多数であります。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第109号議案

○議長(実友 勉君) 日程第8、第109号議案、宍粟市立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第109号議案、宍粟市立保育所条例の一部改正については、12月5日に第13回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第109号議案の主な内容は、戸原地区及び一宮北地区において、新たに認定こども園を開設することに伴い、戸原保育所、また一宮北保育所を廃止するものでございます。

戸原保育所と一宮北保育所は、平成31年4月1日からそれぞれ「戸原こども園」、「一宮北こども園」になります。

慎重に審査をしました結果、第109号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

わかります。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第110号議案

○議長(実友 勉君) 日程第9、第110号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第110号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正内容としましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙において選挙運動用のビラの領布が可能となり、同法に基づく選挙運動用ビラの作成に要する費用については、条例で定めるところにより公費負担とできるため、所要の改正を行うものです。

審査の結果、第110号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第111号議案

○議長(実友 勉君) 日程第10、第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本件については、ばんしゅう戸倉スキー場・くるみの里・音水湖カヌー競技場に係る平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

これらの施設につきまして、現指定管理者代表者で、レジャー施設の運営実績のある株式会社マックアースから、3施設を効率的・効果的に管理・運営をする提案がありました。同社の提案につきまして、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問したところ、審査基準を満たし、次期指定管理者として適正であるとの答申が出されております。

この答申を踏まえ、検討されました結果、同社を次期指定管理者として指定することで、3施設の効率的かつ効果的な管理・運営が行われ、北部地域の賑わいを創出し、地域経済に好循環をもたらすものと判断し、提案されたものです。

審査の過程で委員から、審議会の中で、公募ではなかったこと、また、前は、マックアース社を含むMONグループ3者であったが、今回はなぜ1者なのかについて質疑が出されました。

これに対して当局からは、戸倉スキー場においては、ここ3期連続赤字という状況の中で、全国で26のスキー場を運営され、さらに近隣のちくさスキー場、峰山高原スキー場とも連携して運営されていることから、手続については指定という形でマックアース社に運営について提案いただくこととした。1者となったことについては、今までは、それぞれの部門でノウハウを持って管理運営されてきたが、別会社では人的な移動などが難しいため、1者で機動的・効率的に行うため、1者での提案になったとの回答がありました。

審査の結果、第111号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

- 12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等の指定管理者の指定について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、ばんしゅう戸倉スキー場・くるみの里・音水湖カヌー競技場の3施設の管理運営について、次期の指定管理者として株式会社マックアースを指定するものでございますが、先ほどもありましたように、今回の指定管理者の候補者については、3者のジョイントベンチャーでありましたMONグループからマックアースのみの1者に変更したにもかかわらず、一般公募が行われていないということでございます。

また、ばんしゅう戸倉スキー場の単年度収支が赤字になった場合に、3,500万円を上限として指定管理者の提案あるいは要望に沿って市が赤字補填負担金を支払うという規定にも違和感を覚えます。今回のこのような政策判断、政策決定について、疑問を感じているところでございます。

市内のスキー場について、スキー人口の減少など、スキー場を取り巻く環境が年々厳しい状況になっていることから、まず検討すべきは、ちくさスキー場と戸倉スキー場をどうしていくかという今後のあり方、そういうことの検討が優先されるべきではないかというふうに思うのが1点でございます。

二つ目には、市外の指定管理者に全ての赤字補填分を支払っていくということは、域外にお金が流出していくことになって、本来の北部活性化や雇用確保という、そういう課題から反れているのではないかと、その課題に繋がらないのではないかとというふうに疑問を感じるものが二つ目であります。

最後三つ目には、今、北部地域、特に波賀町地域における重要な課題、喫緊の課題というのは、買い物を含めた生活支援策、そういうものに税金を投じていくということを政策的に決定していくことが優先すべきではないかというふうに考えます。

以上のようなことから、本議案について賛成することができません。

以上であります。

- 議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、田中一郎議員。

- 9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

指定管理者候補者株式会社マックアースは、全国規模で事業展開されている企業であり、市内ではちくさ高原スキー場、神河町においてもスキー場を運営されております。地域に根差したノウハウを持っておられ、実績は十分であると考えます。各施設の機能に応じた特色を生かした営業・集客形態が望めます。また、ばんしゅう戸倉スキー場・くるみの里・音水湖カヌー場、3施設を一体的に運営する市の意図を十分理解されており、より一層の充実した運営及び地域経済循環への寄与が図られることと思います。

宍粟市指定管理者選定審議会において慎重審議されており、株式会社マックアースの提案が市の北部地域の活性化に繋がり、市全域に波及効果があると期待されております。審議会の意見は尊重すべきであり、株式会社マックアースを指定管理者に指定することは適正と判断し、第111号議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

第111号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第111号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第112号議案

○議長（実友 勉君） 日程第11、第112号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第112号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回、旧慣による公有財産の使用権を廃止する箇所は、波賀町小野の小野自治会

縁故使用地5,442.52平方メートルで、国土交通省から委託を受けた兵庫県により施工される小野川災害関連緊急砂防工事に係る砂防堰堤配置に伴い、国土交通省に売却する必要が生じたため、廃止しようとするものです。

この旧慣による公有財産を廃止する場合は、地方自治法238条6の第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案されたものです。

審査の結果、第112号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第113号議案～第114号議案

○議長（実友 勉君） 日程第12、第113号議案、市有財産の処分についてから、第114号議案、市有財産の処分についてまでの2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

- 総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第113号議案及び第114号議案の市有財産の処分については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回提案された市有財産の処分については、先ほどの第105号議案、宍粟市集落センター条例の改正理由と関連するものです。

河東ふれあいセンター及び戸原ふれあいセンターにつきましては、平成26年度より、今後のあり方について関係自治会との協議が進められてきました。

その結果、河東ふれあいセンターについては神谷自治会が、戸原ふれあいセンターについては宇原自治会が地元譲渡を選択され、譲渡後は、自主的な管理と運営を行うことをそれぞれの自治会総会で決定されました。

あわせて両自治会とも認可地縁団体の法人格も取得されたことから、今般、関係する土地と建物を神谷自治会及び宇原自治会へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、第113号議案及び第114号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

- 議長（実友 勉君） 12時を過ぎておりますが、会議を続けていきます。

総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第113号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第114号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第114号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第115号議案

○議長(実友 勉君) 日程第13、第115号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第115号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更については、12月6日に第17回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたの

で、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本議案に関しては、平成31年1月より家畜共済に係る新制度が施行されることに伴い、従前の賦課単価にかえて、死亡廃用共済として共済金額1万円当たり40円、疾病傷害共済として共済金額1万円当たり150円の賦課単価に変更しようとするものであります。

審査の結果、第115号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第116号議案

○議長（実友 勉君） 日程第14、第116号議案、市道路線の認定についてを議題と

します。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

- 総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年11月30日に審査付託のありました、第116号議案、市道路線の認定については、12月6日に第17回、12月11日に第18回の総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査いたしました。

今回、新たに市道として認定しようとする路線は3路線です。内容としましては、地元自治会からの要望によるもの2路線、戸原こども園の開園に伴うもの1路線の計3路線です。この道路を市道路線として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査に当たっては、現地踏査もあわせて行い、その結果、第116号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

- 議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第117号議案～第121号議案

○議長(実友 勉君) 日程第15、第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)から、第121号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)の5議案を一括議題とします。

本5議案は、去る11月30日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

○予算決算常任委員長(東 豊俊君) 平成30年11月30日に審査付託のありました、第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)から、第121号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)までの補正予算5議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月5日に文教民生分科会、6日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後12日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

今回の補正につきましては、平成30年度の実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、7月豪雨災害に伴う復旧事業費の補正、加えて、平成30年人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に伴う人件費の補正について予算計上するものです。

なお、給与改定に伴う予算の補正につきましては、予算現計で対応できない会計においてのみ補正を行います。

まず、総務経済分科会が審査した第117号議案の関係部分は、まず、人事院勧告

に伴う給与改定分を除く、各費目別の主な内容としましては、総務費では、森林の家づくり応援事業について、申請件数が当初の見込みを上回るため、補助金の増額を行います。

農林水産業費では、ジビエ利用の拡大のため、県・市・事業者で実施するジビエ倍増モデル事業への負担金を追加するものです。これに関して審査の過程で、委員から、有害鳥獣の肉の利用拡大を進める国のジビエ倍増モデル事業の実施に当たり、施設の設置場所は、決定しているのかとの質疑が出され、当局からは、設置の候補地については協議中であり、地元合意が得られなければ予算執行はできないとの回答があったとの報告がありました。

また、委員から、仮に施設が設置された場合、周辺環境について誰が責任を持つのか、市も積極的にかかわっていかねばならないとの意見が出され、当局からは、周辺環境についても積極的にかかわっていくとの回答があったとのことです。

なお、委員会としましては、事業の進捗状況を、逐次報告を求め、調査を続けていくとのことです。

次に、商工費では、六つの指定管理施設が緊急対応等をした修繕に係る負担金を追加、土木費では、住宅における危険ブロック塀等の撤去支援の制度が創設され、今年度10件を見込んでおり、その補助金を追加するものです。

災害復旧費では、7月豪雨災害に伴う本復旧工事のうち、補助を受けて実施するものについて、災害査定が概ね完了したことにより、農林水産業施設災害復旧費及び公共施設土木災害復旧費において不足する事業費の補正を行うものです。

次に、財源となる歳入につきましては、災害分では、各種国県補助金に加えて、特別交付税を見込むほか、災害復旧事業債を活用することとしており、さらに必要となる財源につきましては、財政調整基金の繰り入れにより対応するものです。

また、災害分以外の歳入の主なものとしまして、国県支出金では、事業費の確定や追加内示に基づく整理を行うものです。

繰越金では、平成29年度決算における実質収支額から、9月議会で議決しました第3号補正予算において計上した残額の一部を計上するものです。

市債では、事業費の確定などによる整理を行うものです。

なお、7月豪雨災害による補助を受けて行う災害復旧工事等につきましては、年度内に必要な工期の確保が困難なため、繰越明許費を計上するものです。

また、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行っておりますコミュニティプラント施設の維持管理業務委託を追加計上するものです。

次に、文教民生分科会が審査した第117号議案の関係部分は、市民生活部の関係では、債務負担行為の補正であります。宍粟北残渣最終処分場浸出水処理施設管理業務の委託について、人件費を含む委託料が計上されています。

健康福祉部の関係では、老人保護措置費について、養護老人ホームへの入所者が増加になったため計上されています。

また、障害者支援施設等通所費補助金として、実績による請求が増加したため計上されています。

これについては、審査の中で委員から経緯を求める意見があり、健康福祉部から経緯の説明とともに利用者から速やかな請求が行われるよう、請求年限について要綱を見直す必要があるとの回答があったとのこと。

教育部の関係では、空調設備整備事業について、国庫補助事業採択が見込まれるため、市全体として、より有利な起債、いわゆる学校教育施設等整備事業債へ変更するため、財源の組み替えをするものです。

次に、総務経済分科会が審査した第118号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、下水道事業法適化事業に係る企業会計システム導入業務委託を平成31年度の完了に向け債務負担行為とすることに伴い、歳出予算を減額するほか、給与改定に伴う人件費の補正、公債費の整理を行うものです。

なお、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行っております下水道施設の維持管理業務委託並びに公営企業化に伴い、平成32年度予算要求から運用する企業会計システムの構築業務を平成31年1月に発注するため追加計上するものです。

次に、総務経済分科会が審査した第119号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、下水道事業法適化事業に係る企業会計システム導入業務委託料を平成31年度完了に向け、下水道事業特別会計において一括して債務負担行為を設定するため委託料を減額するほか、給与改定に伴う人件費の補正、公債費の整理を行うものです。歳入では、一般会計繰入金が増額及び市債の整理を行うものです。

なお、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行っていません農業集落排水施設の維持管理業務委託料を追加計上するものです。

次に、総務経済分科会が審査した第120号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）については、債務負担行為の設定のみの補正予算として、新元号に対応するためのシステム改修業務委託、また、平成32年度予算要求から運

用する会計システムの改修業務を、平成31年1月に発注する必要があるため、企業会計システム更新委託業務をそれぞれ追加計上するものです。

次に、文教民生分科会が審査した第121号議案の主な内容としましては、人事院勧告に伴う給与費の増額であります。給料表の改定のほか、処遇改善として宿日直手当が計上されています。

また、債務負担行為として、企業会計システムの更新業務委託が計上されています。このシステムは、現在、上水道事業と共有で導入し運営を行っており、下水道事業の法的化にあわせ、三つの特別会計の共同負担で更新を行うものとのことでした。平成31年度、病院の共同負担分として30ライセンス中、5ライセンス分に当たる額が計上されています。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

質疑では、ジビエ倍増モデル事業は地元理解がまだないうちに補正をあげるのかということと、住宅における危険ブロック塀等の撤去支援の制度について、これで市内全域の危険箇所が解消されたとの理解かという質疑が出され、ジビエ倍増モデル事業については全体事業の審査と理解しているが、地元同意の部分はあるのが大前提であり、委員長報告にもあるように、地元合意が得られなければ予算執行はできないとの当局からの回答があったということです。危険ブロック塀等の撤去支援の制度については、平成31年1月からの施工予定の事業で、今後申請が出れば補正対応となる、通学路の危険箇所については今後建設部に確認していくとの回答がありました。

採決しました結果、第117号議案から第121号議案までの補正予算5議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第117号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第118号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第119号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第120号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第121号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第122号議案

○議長(実友 勉君) 日程第16、第122号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第122号議案、平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、千種診療所の空調機器につきまして、数年前からガス補充等の修繕を実施しておりましたが、今季に備えた試運転を実施した際に、圧縮機の故障により作動しなかったことから、それに対応するために空調機器の購入を行うものであり、歳入歳出をそれぞれ204万8,000円増額し、補正後の総額を2億4,521万円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(実友 勉君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第122号議案は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第17 第123号議案

○議長（実友 勉君） 日程第17、第123号議案、（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第123号議案、（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

（仮称）一宮市民協働センター建設工事は、人口流出を抑制する第1のダム機能として、合併前の町域を市民の生活圏と捉え、圏域内での暮らしの利便性や賑わいを維持し、活力ある地域づくりを実現するため、生活圏における拠点機能の強化を図ることを目的として、既存の行政機能を集約し、市民の生活や活動の拠点となる施設の整備を実施するものであります。

工事の内容につきましては、一宮市民局、一宮保健福祉センター及びセンターいちのみやの行政機能を集約するとともに、災害に強い避難所としての機能や、公園も備えた施設を建設するものであります。

本工事の実施に当たり、去る平成30年12月10日に入札を執行した結果、ハマダ・宮藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社ハマダ代表取締役社長、帽田泰輔、構成員、宮藤建設株式会社代表取締役、宮藤 淳と、契約金額8億1,216万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第123号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

日程第18 第124号議案

○議長（実友 勉君） 日程第18、第124号議案、宍粟市立小中学校空調設備整備事業請負契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第124号議案、宍粟市立小中学校空調設備整備事業請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この夏は全国的にも気温が高く、各地で過去最高気温を記録するなど猛暑日が続きました。この暑さは、国においても災害レベルの「猛暑」と位置づけられたほか、全国でも熱中症による死亡事故が多発するなど、その対策が必要となったところがあります。

このことから、宍粟市では、子どもの教育環境が適正に確保できないレベルに達していると判断し、市内の幼・小・中学校においてエアコンが未整備の施設については、早急にエアコンを設置することといたしました。

今回、このうち小中学校にエアコンを設置するための設計・施工について、プロポーザルを公募により実施したところ、1社から応募・提案があり、審査の結果、提案が適切であると認められたことから、明和・協伸・加藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社明和工務店姫路営業所所長、半田義人、構成員、株式会社協伸電気設備代表取締役、門積正幸、構成員、株式会社加藤建築事務所代表取締役、内海秀明と、契約金額4億3,956万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第124号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

12時を大きくオーバーしましたが、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月19日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 0時43分 散会)